

(様式1)

平成25年 4月23日

長久手市教育委員会御中

申請者

住所

団体 NPO法人 楽知ん研究所

代表者 宮地 祐司



連絡先電話番号

(後援)・推薦名義の使用について(依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、(後援)・推薦名義使用を承認してください。

記

行 事 名	親子孫でたのしい仮説実験講座
行 事 の 目 的	子ども(小学生)から大人まで、本格的な科学入門教育を体験することで、楽しい時間をつくる。大学生の講座アシスタントにも自分たちのサポートで参加者の笑顔が広がる経験をしていただく。
主 催	NPO法人 楽知ん研究所
その他の後援・推薦依頼先	名古屋市教育委員会の後援名義の使用申請中
開 催 の 期 日	2013年8月8日(木)~11日(日) 4日とも10時~11時半
開 催 の 場 所	愛知県立芸術大学 (長久手市岩作三ヶ峯)
入 場 料	参加費 1組何人でも1,000円/コマ×4コマ=4,000円
対 象 者	小学生とその保護者誰でも。小学生のみの参加は不可。
前 回 の 開 催 日	2012年8月25日(土)~28日(火)
内 容	別紙のとおり

* 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。

* 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること



長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準

(親子孫でたのしい仮説実験講座)

審 査 項 目		判断 (事務局が該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め、文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか	○	
	公序良俗に反するおそれがないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	映画等は、国・地方公共団体又は教育委員会の後援又は推薦があるか		
	市民を対象とするものであり、一地区に限らず、会場が適切であるか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること又は公共的団体が主催するものであること	○	
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか	○	
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分であると判断できるか	○	

収支予算書

●企画名

親子孫でたのしい仮説実験講座 (長久手市 愛知県立芸術大学)

●収入

160,000円

(内訳)

参加費 1,000円/コマ×4コマ×20組 80,000円

(募集は30組といたしましたが、申し込み組数が少ない
場合を考慮して、20組で予算をたてています。)

実験セット 2,500円×24セット 60,000円

(参加家族1組あたり、1セット以上の注文をうけつけて
います。兄弟参加で2セット注文される方の分を計上)

NPOより繰り入れ 20,000円

●支出

160,000円

(内訳)

会場費 40,000円

愛知県立芸術大学(打ち合わせ・講座4日間)

実験道具費 20,000円

通信費・広告費など 10,000円

その他雑費 10,000円

学生ボランティアスタッフ(6~7名)交通費補助など 20,000円

実験セット実費 (2500円×24セット) 60,000円

会場が遠方のため、学生スタッフへの交通費の支給を優先して計上し
現実的には、講師料も出ていません。

以上

親子孫でたのしい仮説実験講座 企画概要

NPO 法人楽知ん研究所

●講座の目的

子ども（小学生）から大人までいっしょに、本格的な科学入門教育を体験することで、たのしい充実した時間をつくる。さらに、予想をたて実験するというプロセスを経ることで、考えるたのしさを十分に味わっていただく。

また、大学生などの講座アシスタントにも、自分たちのサポートで参加者の笑顔が、直接、広がっていく経験をすることで自分の満足感が得られる……という貴重な体験となる。

この講座は、子ども向けだけではない。子どものためにと連れてきた大人こそが、科学をたのしんでいただきたいというのが主催者側の目論見でもある。子どもから大人のための知的エンターテインメントを提供するのが目的である。

●講座の内容

1コマ90分×4コマの連続講座で仮説実験授業の授業書を使って、1つのテーマを追求する。講座で使う実験道具などは「実験BOX」（実費2500円分。全国分を一度に多量に仕入れることで、安く提供できている。普通で買ったなら3倍ほどにもなるだろう）という形で、各グループに最低1つは持って帰れるので、家に帰ってから、自分で再度、確かめてみたり、参加していない父親などに講座でやったことを見せることができる。

親子や孫、夫婦の参加で、下は5歳児（基本的には小学生からだが、下の子がついてくる）から上はおじいちゃん・おばあちゃんまで、さまざまな年齢の人々がいっしょに講座をうける。既存の教育学では考えられない事だが、すべての年齢層の方々から支持される内容がつくることが可能なことは、今までの実績からも明らかである。

●過去の実績

NPO 法人楽知ん研究所では、親子孫・夫婦でたのしい仮説実験講座を7年前から、全国約20か所で夏休みを中心におこなっている。内容は以下である。

- 2012 〈粒子と結晶〉（実物とモデルを用い、外形にとどまらない結晶のつくりをイメージする）
- 2011 〈もしも原子が見えたなら〉（1億倍の分子模型づくり、空気を分子の目でイメージする）
- 2010 〈光と虫めがね〉（虫めがね、凹面鏡を使い、光を集める。カメラづくり）
- 2009 〈電磁波の世界〉（電波とアンテナ、光と偏光板で、電磁波の世界を知る）
- 2008 〈磁石〉（磁石について、分子磁石モデルを使って考える）
- 2007 〈30倍の世界〉（30倍の簡易顕微鏡を使って、見えない世界を見る）
- 2006 〈自由電子が見えたなら〉（自由電子に注目することで物質の世界をさぐる）

2012年度に実施した会場は、北海道（旭川、室蘭、札幌）、東京（千代田区、杉並区）、千葉、群馬、新潟（魚沼市）、静岡（三島）、愛知（岡崎・長久手・名古屋）、三重、福井、京都、大阪、

兵庫（明石、宝塚）、鹿児島。この中で、北海道は室蘭工業大学共催、千葉・兵庫は公立高校、三重は三重大学、京都は京都大学の主催であるが、講座内容はすべてこちらで行っている。各地の教育委員会の後援を得ている会場もある。

●参加者からの評価と感想

講座終了後に、参加者には講座への評価と感想を書いていたっている。

毎年、どこの会場でも、5段階評価で、ほぼ「5. とてもたのしかった」9割、「4. たのしかった」1割という結果である。「3. どちらでもない」「2. つまらなかった」「1. とてもつまらなかった」は例外的にしかない。

大人の感想にも「途中から、子どもそっちのけにたのしんでいる自分を見つけました」というようなものもたくさんでる。中には、「ディズニーランドよりもたのしい」「海外旅行をやめて、この講座に孫と参加したが、来年も来たい」「海外へ転勤になったが、この講座に参加するために、一時帰国した」というような感想もあるほどである。さらに、土日には父親の参加も増え「久しぶりに子どもといっしょに取り組んで考える時間を持てて、満足」というような感想も少なくない。

●2013 年 8 月の企画

会場は、愛知県立芸術大学（愛知県長久手市）をお借りしている。

□日程

8月8日（木）～8月11日（日） 4日間連続 毎日午前10時～11時半

□参加者： 100～150 人（親子（孫）夫婦 30 組ほど）の参加者を見込んでいます。

□宣伝方法： 昨年8月同様、長久手市教育委員会および名古屋市教育委員会の後援を得て、近隣の小学校、子ども会、名古屋市立図書館、長久手市立図書館・児童館などにチラシを置いていただき、宣伝する。

以上

長久手市
愛知県立芸術大学

親子孫で

あなたも〈かせつじっけん〉する？

8月8日(木)
～11日(日)

忘のしる仮説実験講座

4日連続講座 知的エンターテインメント 本格的な科学をたのしんでみませんか？

- 会場：愛知県立芸術大学 長久手市岩作三ヶ峯
地下鉄「藤ヶ丘」下車、リニモに乗り換えて「芸大通」下車、徒歩10分
- 定員：親子孫30組 ＊小学生のみの参加はできません
- 申し込み〆切：8月1日(木)もしくはは定員に達し次第
- 費用：参加費→1家族何人でも1,000円/コマ×4コマ＝4,000円
＊家族全員がじっくり知的に楽しめるのに、お手頃な参加費です。
実験セット費→1セット2,500円
＊家族に最低1つ以上は実験セットが必要です。
- 申し込み：郵便局にある郵便振替用紙に以下の①～⑥をご記入の上、
参加費4,000円＋実験セット2,500円×セット数を
「00870-5-143152 武藤実佐子」まで
送金ください。

①会場名「芸大」 ②参加者氏名③(振替用紙記載欄)〒/住所/電話
④メールアドレス (muto@luctin.org を受信できるように設定
お願いします) ⑤実験セット数 ⑥講座参加についてひと言！

8月8日(木)	8月9日(金)	8月10日(土)	8月11日(日)
10:00～11:30	10:00～11:30	10:00～11:30	10:00～11:30
講座①	講座②	講座③	講座④
受付は9時半より 講座①～④は通しでご参加ください！			

主催：NPO法人

後援：長久手市教育委員会
名古屋市教育委員会

らくちん 楽知ん研究所

E-Mail: muto@luctin.org

TEL 090-2017-7919 (武藤)

<http://www.luctin.org/>



予想をたて、その理由を出しあって、

それが正しいのかを決める実験をすれば、

今まで見えてこなかった世界が

見えてきます。

そんな脳ミソが喜んじゃう経験を、

小学生から大人まで、

先着順！

お早めに

家族でいっしょに味わってみませんか？

さてもほもらうん、大人の方が夢中になってしまう

講座です。ウ/だと思っただあなた、ぜひ参加して確かめてください。

今回のテーマは、

じゅうでんして、な・あ・に？

です。〈仮説実験授業〉の授業書をみいばいたのしみます。

家で、みんなに見せることができます

写真は昨年度の講座「電気の不思議」も販売中です

豪華「実験セット」が手に入る

特定非営利活動法人 楽知ん研究所

前年(度)において役員であったことがある全員の名簿及びそのうち前年(度)において報酬を受けたことがある全員の名簿

平成24年 7月 1日 から 平成26年 6月30日

役 名	氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	ミヤコ 宮地 祐司		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし
理事	ヒノケ 樋榮 邦直		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし
理事	コイケ マサキ 小出 雅之		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし
理事	クハラ マサル 栗原 正治		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし
理事	タベイ マヒロ 田部井 哲広		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし
理事	アケツ ヒロシ 阿久津 浩		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし
理事	ヨシダ ヨシロ 吉田 義彦		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし
理事	ムカハ トシタカ 宗像 利忠		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし
理事	キムラ ヒロシ 木村 仁志		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし
監事	マシ ジュン 増井 淳		平成24年 7月 1日 ～ 平成26年 6月30日	なし

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「役名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「氏名」欄には、氏名とフリガナを記載する。
- 4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 5 「就任期間」欄には、左に記載された役員全員について記載する。
- 6 「報酬を受けた期間」欄には、左に記載された役員のうち、報酬が受けたことがある役員について記載する。報酬を受けていない場合は「なし」と記載する。

特定非営利活動法人 案知ん研究所

定 款

特定非営利活動法人 案知ん研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人案知ん研究所と称する。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市長区に置く。また、必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、普通の人々による普通の人々が学ぶに値する科学、「たのしい知」について研究するとともに、科学や科学教育に関するワークショップ等の開催、資料収集及び出版等を行い、その普及促進を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 科学・科学教育・たのしい知に関するワークショップ及び研究会等の開催
- (2) 科学・科学教育・たのしい知に関する資料収集、研究及び関連事業
- (3) 科学・科学教育・たのしい知に関する出版物、教材及び教育玩具の作成及び販売

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、賛助するために入会する個人及び団体

(人会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に申明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の条章を偽つて、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を代表理事とし、副代表理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、総会で選任する。

6 監事は、理事又はこの法人の職員の兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を輔佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、監事を総会で選任するため、後任の監事が選出されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の3分の